

議案第213号

和解について

上記の議案を提出する。

平成29年 9月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、国民健康保険被保険者証の作成に係る特許権の使用について、特許権者と和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

和解について

次のように和解をする。

1 和解の相手方

東京都千代田区

2 和解条項

- (1) 本市は、平成27年度分の国民健康保険被保険者証（当該被保険者証の外縁から約4mm離した位置に折り目加工を施したもの。以下「本件製品」という。）が、相手方の特許権（特許登録第4860519号。以下「本件特許権」という。）の権利範囲に属する製品である可能性があることを否定しない。
- (2) 本市は、相手方に対し、解決金として金300,000円を、平成29年10月末日限り、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。
- (3) 本市及び相手方は、本市及び相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

3 事件の概要

- (1) 平成26年12月15日、本市は、（以下「本件製品作成業者」という。）と本件製品の作成に係る契約を締結し、納品された本件製品のうち約

333,000枚を、平成27年3月以降、被保険者に交付した。

- (2) 相手方は、印刷関連商品の製造販売を業とする者であるが、平成27年4月23日、本市に対し、本件製品に係る仕様が本件特許権の権利範囲に属するとして、本件製品及びその作成に係る仕様書の回収を請求する旨の警告書を送付した。
- (3) 平成27年5月15日、本市は、相手方に対し、既に交付した本件製品の回収は現実的に困難であるため、本件製品の継続的な使用を前提として、本件特許権の使用に係る適正な対価（以下「本件特許使用料」という。）に相当する金員を支払う準備があること等を通知した。
- (4) 平成27年9月18日、相手方は、本市に対し、本件特許権の無断使用に関する解決金として金2,000,000円及び本件特許使用料として金333,000円の合計金2,333,000円の支払を請求した。
- (5) 平成27年10月23日、本市は、相手方に対し、本件特許使用料に相当する金員については、適正な額を限度として支払う意向を示す一方で、無断使用を理由とした解決金については、本来、本件製品作成業者に請求すべきものであること等を主張し、その支払を拒否した。
- (6) 本市及び相手方は、引き続き和解交渉を行い、本市が本件特許使用料に相当する解決金として金300,000円を支払うことその他の基本的な和解条件について、合意するに至った。
- (7) 本市としては、本件解決金が本件特許使用料に相当する額として適正であること、本件事件の早期解決が図られることその他の事情を勘案して、和解をするものである。